

## 北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設（増設施設）に係る受入計画

日本環境安全事業株式会社

北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業の実施にあたり、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設（当初施設）に係る受入計画については、平成 18 年 12 月 14 日付け環事企第 1 号で定め、北海道及び室蘭市と締結した「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全確保及び環境保全に関する協定書」第 4 条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な搬入の確保、安全で効率的な処理を実施してきたところです。

この度、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設（増設施設）（以下「増設施設」といいます。）の操業開始に伴い、処理対象物である PCB 汚染物等の計画的な搬入の確保等を図るため、増設施設に係る受入計画を次のとおり定めます。

### 1 受入開始時期について

- (1) 増設施設の操業開始時期は、平成 25 年 9 月を予定しています。
- (2) 増設施設の操業開始前には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく特別管理産業廃棄物処分業の変更許可など法令上の必要な手続きを完了させます。
- (3) PCB 汚染物等の受入は、上記の処分業の変更許可後とします。

### 2 PCB 汚染物等の計画的な受入について

- (1) PCB 汚染物等の受入は、増設施設を構成する設備、機器の能力を勘案して適切に行うとともに、施設の処理能力を超えないように行います。
- (2) 主な PCB 汚染物等の平均的な処理量を次のように設定して搬入管理及び処理作業を行います。

① 照明器具用安定器	4.8 t/日
② 小型電気機器	2.6 t/日
③ 感圧複写紙	3.2 t/日

### 3 PCB 汚染物等の受入及び処理について

- (1) PCB 汚染物等の受入にあたっては、北海道内に保管されているものを優先的に搬入・処理することを基本とし、道外の PCB 汚染物等については、北海道 PCB 廃棄物処理事業に係る広域協議会（以下「広域協議会」といいます。）で合意されるスケジュールに基づき処理することを基本とします。
- (2) 平成 25 年度については、操業開始初年度であることを踏まえ、特に安全・確実な処理を確保し、施設の安定運転を確保するため、段階的に処理量を増やすこととし、PCB 汚染物等の大半を占める照明器具用安定器を主に受け入れ、これらの PCB 汚染物等 230 t を処理する予定とします。
- (3) 保管事業者に対する処理事業の周知・徹底及び処理委託の働き掛けを行うとともに、北海道、15 県及び政令市が行う保管事業者に対する排出指導等の施策に協力します。
- (4) 平成 26 年度以降の処理委託についても、上記（3）と同様の措置により、処理能力に見合った PCB 汚染物等の受入を図ります。

#### 4 年度ごとの受入計画について

平成26年度以降は、広域協議会で策定した「北海道PCB廃棄物処理事業におけるPCB廃棄物の搬入者等に対する指導等の方針」を踏まえ、毎年度の受入計画を前年度末までに提出します。

#### 5 月ごとの受入実施計画について

操業開始後の各月別受入PCB汚染物等の詳細（保管事業者名、受け入れるPCB汚染物等の種類・重量）を示した月ごとの受入実施計画を、前月末までに北海道及び室蘭市に報告するものとします。